

下表を確認のうえ、該当する□に☑を入れ、①氏名、②対象費用の支払日、③保育士試験の筆記試験日を記入してください。

## 船橋市保育士試験による資格取得支援事業補助金 確認書

(申請者) 氏名 \_\_\_\_\_

船橋市保育士試験による資格取得支援事業補助金の申請にあたり下記事項を確認しました。

- 対象施設において保育士として1年以上継続して勤務する見込み、または勤務している。
- 雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けていない。
- 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例による資格取得（指定保育士養成施設での特例教科目の受講による保育士試験の全科目免除）に該当しない。
- 申請額は、保育士試験受験講座の受講に要する費用（当該講座を開講している事業者に対して支払われた入学金、受講料、これらにかかる消費税及び地方消費税）であり、以下の対象外費用を含まない。
  - ※対象外費用
    - ・その他の検定試験の受講料
    - ・受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
    - ・補講費
    - ・講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用
    - ・講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
    - ・学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
    - ・受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等
- 対象費用は、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までに支払った。  
(例:10月20日に筆記試験を受験した場合 → 2年前の10月1日から筆記試験日までの期間に支払った経費が対象)

➤ ・対象費用の支払い日 ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

・保育士試験の筆記試験日 ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)